平成２４年（フ）第５５号
福岡県直方市大字頓野3602番地99
債務者　川原　勝代
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５３号
長野市川中島町今井原７番地２　１―306、前住所長野市大字高田576番地２
債務者　黒柳　順子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
長野市川中島町今井原７番地２　１―306、前住所長野市大字高田576番地２
債務者　黒柳　京子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
長野市大字東和田188番地３　東邦ハイツ東和田Ｂ―303
債務者　中辻美智子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
長野市豊野町石669番地１
債務者　渡辺　重雄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
長野市川中島町四ツ屋1269番地29　塩入ハイツ202
債務者　大澤　孝美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
岐阜県各務原市那加幸町145番地１　３ケン中
債務者　井本　孝子(旧姓伊邊・佐々木・石川)
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
群馬県桐生市相生町２丁目815番地
債務者　森　一重
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第８５６号
愛知県半田市東天王町２丁目17番地の２
債務者　波柴　義祐
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５２号
名古屋市港区七番町２丁目１番地の３　アーバンヒルズ106号
債務者　中村　彰
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１号
三重県鈴鹿市南若松町661番地の２　グリーンハイツ８号室
債務者　財部　直隆
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９５号
三重県津市久居中町291番地４
債務者　渡邉　伸也
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９６号
三重県津市中河原355番地３
債務者　岸田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９７号
三重県津市芸濃町林1977番地８
債務者　落合　幸男
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０１号
三重県鈴鹿市野町東２丁目８番26号　レジデンス201
債務者　湯川美奈子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０４号
三重県鈴鹿市平田１丁目14番２号
債務者　志垣　光哉
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０５号
三重県鈴鹿市江島町313番地　ピュアハウス１―Ｄ
債務者　水谷　浩司
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０８号
三重県鈴鹿市東玉垣町1101番地　陽光街Ｂ―２、前住所岐阜県高山市花里町１丁目28番地16
債務者　白川千鶴子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係